

平成24年度

県当初予算編成に関する要望書

千葉県市長会

目 次

【 重点要望事項 】

- 1 . 子ども医療費助成制度の拡充等について 1
- 2 . 放射性物質による汚染対策の充実・拡充等について 2

【 要望事項 】

- 総合行政の充実強化について 4
- 地方行財政の充実強化について 8
- 保健福祉行政の充実強化について 11
- 環境生活行政の充実強化について 20
- 商工労働行政の充実強化について 23
- 農林水産行政の充実強化について 24
- 県土整備行政の充実強化について 26
- 教育行政の充実強化について 41
- 警察行政の充実強化について 42

【重点要望事項】

保健福祉行政並びに環境生活行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1．子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度は、子どもの医療費に要する費用の負担軽減を図り、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、全国的に概ね都道府県による市町村への補助事業として実施されている。

しかし、対象となる年齢（学年）や窓口における自己負担金、所得制限の有無等について、居住する市町村によって助成内容が異なり、地域間格差が生じている。

については、本制度の目的に鑑み、全国一律の制度として医療費を無料化にするなど、国の責任において実施するよう働きかけること。

また、それが実現するまでの間、県の子ども医療費助成制度について、市町村による格差を是正し、一層のサービス拡充を図るため、次のとおり、措置を講じること。

- (1) 平成22年2月の県の臨時記者会見における知事発言を踏まえ、助成対象を中学3年生まで拡大すること。
- (2) 現行の県補助率1/2を2/3に引き上げ、最終的には全額県補助事業とすること。
- (3) 自己負担金を撤廃すること。
- (4) 医療費の支給方法を現物給付方式とすること。

2. 放射性物質による汚染対策の充実・拡充等について

東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射性物質が大量に放出される事態となっていることから、放射性物質の放出による住民の被ばくや農畜水産物の汚染等広域的かつ深刻な被害に見舞われるとともに、風評被害があいまって、農畜水産業、観光業及び商工業等にも多大な損害を及ぼしている。

特に放射性物質による健康への被害や自然環境への影響等について、市民の不安は高まっていることから、下記事項について、措置を講じること。

- (1) 一般環境に排出された放射性物質に係る関係法令の整備を国に要望すること。
- (2) 学校・幼稚園・保育所等における放射線量の安全基準値の早期策定を図ること。また、当該安全基準値を超えた場合の対応策を明示するとともに、迅速で適切に対応できる体制を構築すること。さらに、その対策等に要した費用の全額国費負担等について、国に要望すること。
- (3) 土壌、校庭、プール水等について、放射線量検査の要・不要の判断基準を明示すること。
- (4) 県民生活に係る各種放射線量規制値を一覧にして広報すること。
- (5) 放射線量等測定器の精度を確認できる機会を設定するとともに、放射線量等測定機器や施設管理に必要な機器を貸与・配布、または、購入に対する補助等の支援措置を講じること。
- (6) 放射線モニタリングポストのさらなる増設を行うとともに、広域的かつ継続的な放射線量等の測定を実施し、正確な情報を迅速に発信すること。また、特に子どもたちの安全安心を確保するため、保育園、幼稚園、学校及び公園等における土壌の放射線量の監視体制を強化すること。
- (7) 放射線等に関する情報について、迅速、正確及び詳細な提供を行うとともに、国に対しても同様の要望を行うこと。特に、牛肉を含め食品に含まれる放射性物質の影響について、科学的根拠に基づく正確な情報を消費者に提供するなど、放射線や放射性物質の測定値の結果に対する評価基準の早期公表を行うとともに、根拠のない風評による、新たな混乱や不安の拡大を防止し、農畜産物や事業者に被害が生じることのないよう周知徹底を図ること。
- (8) 放射線対策等の実施に当たっては、県内で統一的な対応が図られるよう、市町村との連携を密にするとともに、市町村職員に対する研修や市民を対象とした講演・学習会等を実施すること。また、専門家の派遣を行うこと。
- (9) 学校や公園等の公共施設の汚染土壌及び側溝等排水施設の汚泥につい

- て、処分における放射線量の基準値を設定するとともに、基準値を超えた場合の処分方法を示すよう国に働きかけること。また、自治体が行った放射線対策等に係る費用すべてについて、関係機関で負担するよう要請すること。
- (10) 農畜産物及び農地の土壌について、継続的なモニタリング調査を実施するとともに、作物や産地の収穫時期に合わせた、きめ細かで公平均等な検査を行い、消費者に千葉県産農畜産物の安全性等をPRすること。
- また、引き続き一層の風評被害対策を講じるとともに、風評被害により生じた損失の補償について、関係機関に要請すること。
- (11) 放射性物質を含む土壌や焼却灰の保管施設を早急に整備するよう国に働きかけること。特に、清掃工場から排出される焼却灰が8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む場合の一時保管場所及び埋め立て処分等の最終処分場所の確保または幹旋等を早急に行うよう国に働きかけること。併せて、その対策等に要した費用すべてについて、関係機関に要請すること。
- (12) 「ホットスポット」と称される、周辺市より強い放射線量が観測されている地域については、特に大きな影響が懸念されることから、被災地に準じた措置として、必要な対策を講じるよう国に働きかけること。
- (13) 原子力発電所事故に伴う肉用牛生産農家に対する支援等を、次のとおり図ること。
- 消費者の信頼を取り戻すため、国内で生産される全ての牛肉に対して、放射性物質の全頭検査を行う体制を早急に構築すること。
- 生産された牛肉が、放射性物質の汚染により廃棄されるリスクを最小限に抑えるため、と畜前に血液や尿等から放射性物質の含有量を測定し、牛肉に含まれる放射性物質が暫定規制値内であるか判定できる技術を早急に開発すること。
- 放射性物質により汚染された牛肉が流通したことにより、牛肉の消費が大幅に落ち込むとともに、牛枝肉価格が暴落したことに対する経済的被害を補填する仕組みを早急に整備すること。

【要望事項】

総合行政の充実強化について

総合行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

県営水道料金と公共下水道使用料の一括徴収について

本市以外の政令指定都市及び千葉県給水区域を除く人口20万人以上の都市では、上下水道料金の一括徴収が行なわれている。

しかし、千葉県においては、県水道局が京葉・東葛地区の11市に末端給水事業を行っていることから、水道と下水道は県と市が請求・徴収する体制となっている。

千葉県と同規模の広域水道事業を行っている神奈川県では、平成15年度に神奈川県企業庁の主導により、料金体系が異なる県下22市町との間で、各市間の料金体系を維持しつつ、上下水道料金の一括徴収を実現している。

については、住民サービスの向上及び事務の効率化を図るため、現在、県と市がそれぞれに徴収している上水道料金と下水道使用料の徴収一元化の実現に向け、関係市との協議を積極的に行うこと。

(千葉市)

災害時の滞留者・帰宅困難者への対応について

東日本大震災では、発生直後における公共交通機関の運転の見合わせにより、帰宅困難者等が夜通し市の公共施設や避難所に押し寄せたが、千葉県の「帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針」では、帰宅困難者等の保護・誘導は市町村で行うこととされている。

しかし、災害時において、市は、市民避難者の対応に追われるとともに、災害用備蓄品も市民避難者を想定した量となっていることから、広域的な課題として、県が主体的な役割を果たすよう、次のとおり、指針の見直しを図ること。

- (1) 救援物資については、県が県費または関係市町村の負担金により購入すること。また、県の施設にも救援物資を備蓄するとともに、滞留者・帰宅困難者等の避難所として、県の施設も活用し対応すること。
- (2) 首都直下地震の場合には、徒歩帰宅の危険性が指摘されていることから、都内での帰宅困難者の収容等について、東京都と密に連携・調整を図ること。

(市川市)

成田空港のアクセス整備促進について

成田空港が今後も我が国の国際線の基幹空港としての役割を担い続けていくためには、喫緊の課題として空港アクセスの充実が極めて重要である。

成田スカイアクセスが平成 22 年 7 月 17 日に開業し、成田空港から都心へのアクセス改善が図られたが、さらに、首都圏北部や千葉県西部地域と成田空港を連絡する北千葉道路について、沿線地域住民の利便性の向上や地域振興を図る上でも早期整備が望まれている。

ついては、次の事項について、措置を講じること。

- (1) 現在整備中である北千葉道路の千葉県施行区間 印西市若萩から成田市大山間について、十分な予算措置と早期完成を図ること。
- (2) 国道 464 号全体の歩道の整備を含めた改良事業を促進すること。
- (3) 成田市押畑地先の国道 408 号線松崎地先の主要地方道成田安食線バイパス拡幅整備の早期事業化を図ること。

(成田市)

鉄道駅エレベーター等整備事業補助金について

バリアフリー新法に基づく国の基本方針が平成 23 年 4 月に改正され、1 日の平均駅等旅客施設利用者要件が 5,000 人以上から 3,000 人以上に緩和され、本市に所在する JR 勝浦駅においても、高齢者の利用割合に係る補正を用いることで、エレベーター等施設整備対象施設の要件に該当するものと見込まれる。

バリアフリー新法では、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされており、鉄道事業者に対して、国と市町村で補助を行う必要がある。

一方、県においては、市町村が行う駅エレベーター等の整備に要する経費の一部を補助する制度を有しているが、近年の交付額は、県の財政事情から要綱に規定されている補助率の概ね 4 分の 1 程度となっており、市町村は財源確保に苦慮しているのが現状である。

ついては、バリアフリー化の促進及び市町村の財政負担軽減のため、千葉県鉄道駅エレベーター等整備事業補助金に係る交付額の増額を図ること。

(勝浦市)

つくばエクスプレスの東京駅延伸について

つくばエクスプレス (TX) の東京駅延伸は、平成 12 年の運輸政策審議会答申第 18 号で、「今後整備について検討すべき路線」に位置付けられており、TX 沿線開発の促進や TX 利用者の増加、首都圏交通ネットワークの拡充によって、地域に与える影響は非常に大きなものがある。

平成 17 年度以降、需要予測や収支見込、課題等を整理する「フォローアップ調査」が国により実施されており、平成 19 年 3 月に調査結果の概要が発表

されたが、東京駅延伸については同調査において、平成 22 年度の 1 日平均輸送人員 27 万人の確保と国、地方公共団体、整備主体及び営業主体の合意形成を図ることができれば、事業実現の可能性があることが示されている。

この状況の中、一年前倒しの平成 21 年度に輸送人員 27 万人を達成、平成 22 年度は 28 万人に達し、さらに平成 23 年度には 30 万人に達する勢いで増加している。

また、T X の経営安定化に向けて協力体制を強化し、新たな課題に取り組むとともに沿線のイメージアップを図り、沿線の発展に資することを目的として、昭和 61 年に沿線 11 市区により、つくばエクスプレス沿線都市連絡協議会を組織し、東京駅延伸を共通の課題として認識しつつ、国や県、鉄道事業者への要請について鋭意検討している。

一方、成田・羽田両空港間及び都心と両空港間の鉄道アクセス（成羽アクセス）改善について、国（国土交通省）で調査・検討がなされている中、平成 21 年度の調査として、「他のプロジェクトとの連携の検討」が示されている。T X 秋葉原駅～東京駅間の概算建設費は、約 1,000 億円と見込まれているが、T X 東京駅は、成羽アクセスの新東京駅と同位置であることから、同時に施工することで大幅な工事費の削減が可能となり、T X 東京駅延伸事業費を負担すべき沿線自治体の多大な財政負担を避けることができるというメリットが生じる。

については、T X の東京駅延伸に向け、国による都県間の合意形成の促進を働きかけること。

（流山市）

北総線の運賃について

都心と千葉ニュータウンを結ぶ北総線は、J R や他の私鉄と比較して運賃が著しく高いため、沿線住民にとっては高額な通勤・通学代が大きな負担となっている。

当該高運賃が千葉ニュータウンへの入居促進に至らない一因となっており、沿線自治体のまちづくりにも影響を及ぼしている。

この状況の中、県のリーダーシップにより、平成 21 年 11 月 30 日に県、沿線自治体及び鉄道事業者間で合意書が取り交わされ、当該合意に基づき、成田スカイアクセスが開業した平成 22 年 7 月 17 日から運賃値下げが実施された。

さらに、北総線沿線地域の活性化やにぎわいの創出、鉄道利用促進等の施策を講じるため、「北総線沿線地域活性化協議会」が設立されている。

については、特に沿線地域である千葉ニュータウン地域の活性化や賑わいの創出、鉄道利用促進等の施策を沿線市等と推進するとともに、合意期間終了後のさらなる運賃値下げの実現のため、様々な情報の提供や関係機関との調

整等、県の強力な支援を図ること。

(印西市・白井市)

県内水道の統合・広域化の推進について

『これからの千葉県内水道について』の提言に基づき、県内水道の統合・広域化について、平成19年度からリーディングケースとして、一部用水供給事業体(九十九里・南房総地域)の水平統合検討部会が設置され、検討が進められているが、用水供給事業体以外の末端水道事業体の統合については、「経営主体である市町村の意見を踏まえながら、必要な支援策を検討していく」に留まっている。

しかし、用水供給事業体の経営基盤等の違いによる水道料金の格差、危機管理体制の問題及び全国に比べて低い水道普及率は、県民生活の向上にとって極めて切実な課題であり、県内水道の充実及び均衡ある発展は、将来に向けた県民生活の安心と県土の均衡ある発展に欠かせないものであることから、次の事項について、措置を講じること。

- (1) 用水供給事業体の統合及び末端水道事業体の統合について、県が中心となり、関係市町村との検討を早期に進めること。
- (2) 高料金対策制度である「市町村水道総合対策事業」を県内格差が解消されるまで継続すること。

(白井市)

地方行財政の充実強化について

地方行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

千葉県液状化等被害住宅再建支援事業について

千葉県液状化等被害住宅再建支援事業については、余震への不安が拭えないことや症状の固定に一定程度の期間を要する液状化被害の性質から、今年度内に復旧工事に着手することが困難な被災者が存することが想定される。

については、被災者間で支援に差が生じないようにするため、被災者生活再建支援制度の加算支援金の申請期間が 37 ヶ月であることに鑑み、単年度事業ではなく、同程度またはそれ以上の継続事業とすること。

(千葉市)

消防団無線デジタル化整備に対する財政支援について

消防救急無線については、「千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進整備計画」に基づき、平成 25 年 4 月から県域を 1 のブロックとしたデジタル無線網により運用されることとなっている。

一方、これに伴い、現在消防団員が使用しているアナログ方式の無線機及び受令機は消防波を受信できなくなるため、災害時に消防団員が出勤要請を受信できなくなることや、災害活動時に常備消防との一体性を保てなくなるなど、消防団活動に支障をきたすこととなる。

東日本大震災において、消防団はその力を大いに発揮したところであり、今後、首都直下地震をはじめとした大規模地震発生 of 切迫性が懸念されることから、地域防災の要である消防団の通信体制を確保することは、県民の安全・安心を守る上で重要である。

については、本市を含む各市町村においては、厳しい財政状況の中、常備消防分の整備と併せると莫大な負担となり、県域一体整備が図られない恐れがあることから、大規模震災等に備えた「災害に強い県づくり」を推進するため、消防団無線デジタル化整備に対する更なる財政支援を行うこと。

(千葉市・館山市・木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市・富里市)

地域医療の充実に向けた助成制度の創設等について

銚子市立病院は、1 年 7 ヶ月の休止期間を経て、平成 22 年 5 月に医療法人財団銚子市立病院再生機構を指定管理者とする公設民営方式により診療再開を果たした。

内科外来のみで再開した当該市立病院は、平成 23 年 8 月現在、7 診療科体制までに拡大したが、最終目標である 10 診療科の再開及び二次救急医療体制の再構築には至っておらず、とりわけ、病院規模を拡張する過程においては

非常に厳しい病院経営を強いられている。

そのため、本市は医師等の招へいに関する経費はもとより、診療拡大に伴う収支不足の補てんを行っているが、財政力の乏しい自治体にとって、過大な財政負担となっており、他の行政サービスへの影響も無視できない状況にある。

県から自治体病院への助成については、国の特例交付金を活用した「地域医療再生プログラム」に基づく助成があるが、その効果は時限的なものであることから、事業終了後においても継続的・安定的な助成が行われるよう、新たな助成制度を創設すること。

また、当該助成制度の創設に当たっては、財源として「宝くじ」収益金の一定割合を充てるなど、継続的・安定的な財源の確保を図ること。

(銚子市)

防災・災害対策に対する財政支援等の充実強化について

東日本大震災により、市民の防災に対する要望が急激に高まっていることから、本市としても年次的に防災施設の整備や防災思想の啓発に努めているものの、防災・災害対策事業については多額の費用を要し、市単独で財源を確保するには極めて厳しい状況であるため、次の事項について、措置を講じること。

(1) 防災施設に対する財政支援

津波等災害発生時における初動体制には、すべての住民に緊急情報を伝達する体制が必要であり、そのためには、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を利用した防災無線体制の強化が必要不可欠である。

しかし、防災行政広報無線をアナログ波対応設備からデジタル波対応設備へ移行するに当たっては、膨大な経費を要することから、市町村においては大きな負担となっている。

については、防災行政広報無線を補完する戸別受信器や被害状況を迅速・的確に把握するための移動系防災行政無線の整備も必要であることから、これらデジタル化移行に係る整備に対する財政支援を図ること。

(2) 市民等への避難誘導対策に対する財政支援

津波等災害発生時において、すべての市民が冷静に避難するためには、避難誘導対策が有効である。市民等を避難所等へ効果的に誘導するためのルート調査、これに基づく避難誘導看板の設置及びこれらを網羅した防災マップ作成等に対する財政措置を図ること。

(館山市・木更津市)

地域自主戦略交付金(市町村分)の制度設計等について

地域自主戦略交付金が創設され、今年度から都道府県分、来年度から市町村分が実施される。

今年6月23日に開催された、「平成24年度地域自主戦略交付金に関する地方ヒアリング」における全国知事会一括交付金PT配布資料によると、「地域自主戦略交付金の対象となった9本の補助金等の総額は、平成22年度の2.54兆円と比較し、平成23年度は5.5%削減の2.40兆円であり、さらに東日本大震災への対応のため5%分の執行が留保されたため、各都道府県の継続事業等の見込みを大きく下回っている状況」と記されている。これは、地方が主張する「従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく必要額を確保すること」との意見を無視したばかりか、地方が最も危惧していた「三位一体改革による地方交付税削減の二の舞」が現実となりつつあることを表している。

また、社会保障と税の一体改革においては、消費税の増税が議論されている。地方の社会保障財源については、平成21年度税制改正法附則第104条第3項第7号において、「地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討する」と明記されているにもかかわらず、地方の財源である地方消費税及び消費税とリンクする地方交付税の議論は不十分である。

今後も増嵩が見込まれる社会保障費をはじめ、住民生活に必須の各種行政サービスを持続的に実施していくためには、安定的な一般財源の確保が不可欠であることから、地方の固有の財源である地方交付税の復元・増額の継続を図り、財源保障機能及び財源調整機能を強化することが重要である。

については、次の事項について、措置を講じること。

- (1) 地域自主戦略交付金(市町村分)の制度設計に当たって、法定された国と地方の協議の場において、都道府県分の状況を踏まえ、地方の意見・要望等が最大限反映されるよう、県は積極的な参画、関与等を図ること。
- (2) 地方交付税本来の財源保障機能及び財源調整機能が強化されるよう、地方交付税との整合を図ることが必要であることから、国にそれを働きかけること。

(野田市)

液状化で噴出した土砂の処理に対する財政措置について

東日本大震災による液状化に伴い、県内では道路から噴出した土砂だけで約7万m³にも及ぶ大量の土砂が噴出している。

当該土砂の撤去、運搬については、財政支援措置が図られることとされたが、処理については、各自治体の財政負担となっている。

については、液状化で噴出した土砂の処理に対しても、十分な財政支援措置が講じられるよう、国に働きかけること。

(浦安市)

保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

医療費助成制度における助成方法の変更について

現行の母子家庭等医療費助成制度及び心身障害者（児）医療費助成制度における償還払い方式について、申請手続き及び事務処理等が煩雑であり、助成までに相当の時間を要する。

については、他の都道府県において、診療時に無料となる現物給付方式を実施していることから、サービスの向上を図るため、早期に現物給付方式を導入すること。

（千葉市・佐倉市・君津市・八街市）

千葉県介護保険財政安定化基金の取り崩しについて

介護保険財政安定化基金は、平成 23 年度末残高が全国ベースで 2,850 億円となる見込みである。当該基金は、第 5 期における介護保険料の上昇を緩和するため、本来の目的に支障をきたさないために必要な見込額を残した上で、余裕分を取り崩すことが改正介護保険法において規定されたところであるが、実際の基金の取崩額や各保険者への配分額等は明示されていない。

については、本基金を各保険者へ配分する際は、第 5 期介護保険料の上昇を緩和するために十分な金額を取り崩すこと。

また、各保険者による保険料の試算に支障をきたさないよう、早期に配分方針を提示すること。

（千葉市）

子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度は、子どもの医療費に要する費用の負担軽減を図り、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、全国的に概ね都道府県による市町村への補助事業として実施されている。

しかし、対象となる年齢（学年）や窓口における自己負担金、所得制限の有無等について、居住する市町村によって助成内容が異なり、地域間格差が生じている。

については、本制度の目的に鑑み、全国一律の制度として医療費を無料化するなど、国の責任において実施するよう働きかけること。

また、それが実現するまでの間、県の子ども医療費助成制度について、市町村による格差を是正し、一層のサービス拡充を図るため、次のとおり、措置を講じること。

（ 1 ）平成 22 年 2 月の県の臨時記者会見における知事発言を踏まえ、助成対

- 象を中学3年生まで拡大すること。
- (2) 現行の県補助率1/2を2/3に引き上げ、最終的には全額県補助事業とすること。
 - (3) 自己負担金を撤廃すること。
 - (4) 医療費の支給方法を現物給付方式とすること。
 - (5) 所得制限限度額を撤廃すること。
(銚子市・市川市(5)を除く・船橋市・木更津市・松戸市・野田市
成田市・習志野市・市原市・我孫子市・君津市・富里市)

広域的な役割を担う医療機関の財政負担のあり方について

救命救急センターの運営に関する国の財政措置については、三位一体の改革により、従来の医療施設等運営費補助金の救命救急センター分(公立分)が廃止され、現在は地方交付税で措置されていることから、地方交付税が不交付の年度については、市単独費での財政負担となる。

一方、県保健医療計画では、二次保健医療圏ごとに三次救急医療機関(救命救急センター)や災害拠点病院が位置付けられ、市域を超えた役割を担うこととなるが、これらの広域的な役割を担保するための財政措置について、設置市の財政力によって左右されることは不合理であることから、県による補助金等の財政支援を図ること。

(船橋市)

保育所整備促進事業補助金の継続・拡充について

平成21年度から保育所の整備に対する県単独の「保育所整備促進事業補助金」が措置され、保育所整備を行う社会福祉法人等に対して助成が行われているところである。

当該補助金は、国の安心こども基金の保育所緊急整備事業の事業期間に合わせて平成23年度までの時限制度となっているが、今後も保育需要の増加が見込まれることから、保育所整備を促進し待機児童の解消を図るため、平成24年度以降も本補助制度の継続・拡充を図ること。

(船橋市)

安房地域への児童相談所または支所の設置について

児童福祉法の改正により、平成17年4月から市町村が児童相談の窓口、虐待の通告機関となったことから、各市町村は児童虐待防止連絡会議や家庭児童相談室により対応しているが、一時保護や専門的な判断等が必要な事例については対応できていない。

児童虐待の早期発見や防止を効果的に進めるためには、児童相談所と既設の安房地域健康福祉センター及び市町村が相互に連携・協力して業務を進めることが必要である。

しかし、近接の君津児童相談所は距離的に遠いことから緊急時に迅速な対応が困難な状況にある。

については、既設の安房地域健康福祉センターの機能を十分活用し、児童虐待防止を効果的に推進するため、安房地域に児童相談所または支所を設置すること。

(館山市)

東葛北部の地域医療を支えて行くための各種補助金の充足、財政支援等について

地域医療に係る財政支援等に関し、次の事項について、措置を講じること。

- (1) 国保松戸市立病院は、松戸市民のみならず東葛北部地域の住民(人口140万人)の基幹病院として、第三次救急や小児医療をはじめ、常に高度かつ良質な医療を提供できるような診療体制の整備に取り組んできた。

しかし、資金面で厳しい状況にあることから、救急医療機関整備事業補助金及び施設整備費補助金等の復活と各種補助金の継続、小児医療関係補助制度の創設及び病院事業の再整備に対する財政支援を図ること。

- (2) 本市は2つの病院を経営しており、安定・継続的な医療を提供するための医師・看護師確保は必要不可欠であると考えられる。

については、医師・看護師不足対策について、質の高い医療を提供するために医療の高度化・複雑化や患者の医療ニーズ等、医療現場の実態に即した適正な人数の把握、変更、人材育成も含めた総合的な整備計画を策定し、診療報酬の見直し等資金面での支援も併せた、医療全体に効果的な制度の整備を図ること。

- (3) 松戸市立病院の小児医療センターの「新生児科」では、未熟児等ハイリスク新生児の救命救急のため新生児救急収容車両を配備し、市内に限らず医療機関からの要請に応じ、医師、看護師同乗による24時間体制で治療を行っている。

しかし、未熟児等ハイリスク新生児はNICU(新生児集中治療室)に収容された後、障害等の発生により長期間、集中治療が必要となる確率が高く、新たな患者の収容に支障をきたしている状況にある。

については、これらの患者の受入れ可能な後方支援ベッド等の円滑な医療体制の整備を図ること。

- (4) 本市でも外国人人口の急増に伴い、外国人受診者が年々増加しており、受診者の中には十分な住居確認もできないままでの診療となることから、医療費の多くは未収金(ここ3年900万円超)として処理せざるを得ない状況にある。

当該未収金の回収について、相当の努力を重ねているが、居住不明等で回収不能の場合が多く、個別的な努力では解決できない状況にあることから、外国人救急医療費対策補助金の復活を図るとともに、救急車以

外での受診の医療費についても補助対象とするなど、補助対象条件を拡大した、新たな外国人医療費対策補助制度の創設を図ること。

(松戸市)

保育所の施設整備等にかかる最低基準の条例化について

保育所を設置する場合、千葉県は国の最低基準よりも高い基準で指導しているが、各市は設置後の運用において、国の最低基準による児童1人当たりの保育室面積を遵守する中で児童を受け入れており、さらに厚生労働省通知に基づく定員の弾力的な運用を行なうことで待機児童の解消を図っている。

地域主権改革法に基づき、平成24年度から最低基準について都道府県が条例で定めることとなるが、現在の保育所設置に係る県の最低基準を児童の受け入れにおいても適用した場合、国の最低基準よりも入所できる児童数が少なくなり、待機児童対策に大きな影響が出ると想定される。

については、最低基準の条例化に当たって、各市の状況を考慮し、国の最低基準及び厚生労働省通知の運用を図ること。

(野田市)

安心子ども基金の継続等について

本市では、安心子ども基金を活用することにより、民間保育所の整備事業が進み、待機児童対策に大きな効果を挙げている。

しかし、次世代育成支援対策推進行動計画に位置付けた目標量の達成に当たり、引き続き民間保育所の整備が必要である等、今後も待機児童対策としての保育所の整備が求められると考えられる。

については、当該基金の終期が平成23年度とされていることから、当該基金の継続、または当該基金の代替制度の創設等による財政支援を図ること。

(野田市・流山市)

保健・医療体制の充実について

住民が安心して生活を送るためには、安全安心で質の高い医療サービスの提供が求められる反面、厳しい経済情勢が続く中、経済的負担が少なくてすむ医療サービスの構築が求められている。

また、医療制度改革においては、医療機能の分化・連携を推進し、切れ目のない医療を提供することが重要とされており、千葉県においても「循環型地域医療連携システム」により、地域ごと、疾病ごとに、住民・患者が医療や介護サービスのネットワークの中を切れ目なく循環していける体制の整備を図ることとしている。

については、次の事項について、措置を講じること。

- (1) 全国的な課題である医師不足、特に産科医及び小児科医に対し、有効な対策を講じるとともに、国に対しても働きかけを行うこと。

- (2) 成田赤十字病院等の公的病院について、私立病院が採算性の問題等で参入しない分野を補うことで地域医療を確保することや、新生児集中治療室やがん医療等の高度専門医療を提供することが必要であることから、これらに関する施設・設備の整備に対する助成を拡充すること。
- (3) 軽症患者が二次や三次の救急医療機関を受診することが多く、重篤救急患者の診療に支障をきたすこともあることから、不要不急の救急診療、いわゆるコンビニ受診を抑制し、医療機関の負担を軽減するため、広報・啓発活動を充実・強化すること。

(成田市)

「介護マーク」の作成について

静岡県は本年4月、家族介護者のために「介護マーク」を作成した。

当該「介護マーク」は、要介護認定者や障害者を家族が外出させた際、トイレ等で周りの人から不審に思われたり、迷惑がられたりするなどの嫌な思いをしないよう、介護者の胸と背に「介護中」というマークをつけるものである。

しかし、本「介護マーク」を市町村ごとに作成した場合、その市域の中では通用するものの、他の地域では認識されない場合もあることから、県で統一した「介護マーク」を作成し、市町村で配布すること。

(東金市)

災害拠点病院・救急基幹病院としての県立東金病院の充実及び災害医療協力病院との連携強化について

県内や近県で災害が発生し、通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を確保することが困難な状況となった場合、二次医療圏ごとに1以上の災害拠点病院が確保されている必要があるが、二次医療圏である山武・長生・夷隅は現在、県立東金病院1ヶ所となっている。

また、地域救急医療体制について、県立東金病院は救急基幹センターとして位置付けられているが、山武地域の二次救急医療輪番体制を担う機能も弱体化しているのが現状である。

については、東金九十九里地域医療センターが開設されるまでの間、災害時及び地域の救急医療の機能が果たせるよう、充実した医療体制を整備すること。

また、県立東金病院を中心に災害医療協力病院と連携し、市町村を含めた災害訓練の実施を図ること。

(東金市)

子宮頸がん予防ワクチン接種緊急促進事業補助金及び妊婦健康診査支援基金事業補助金の平成 24 年度以降の継続について

子宮頸がん予防ワクチン接種緊急促進事業について、ワクチンの供給不足により、接種が差し控えられていたが、今年 7 月 20 日より全面的に再開された。

しかし、今年度内に必要回数を接種することができない者が発生すると考えられることから、そうした者に対し、補助事業として継続実施すること。

また、今後、当該年齢に達する者については、現状どおり地域格差等が出ないようにするため、自己負担なしで接種できるよう補助事業の継続または定期接種としての法整備を国に働きかけることを要望する。

一方、妊婦一般健康診査の公費負担について、平成 21 年度から平成 23 年度まで、妊娠中 14 回の健康診査費用の助成が実施されているが、平成 24 年度以降も補助体制が継続されるよう、国に働きかけるとともに、国庫補助(支援基金事業)が継続されなかった場合、県補助事業としての実施を図ること。

(東金市・山武市)

ジェネリック医薬品使用促進のための環境整備について

市町村国保は被用者保険に比べ、国保税(料)負担能力の低い無職の方や高齢者を多く抱えているなどの構造的問題がある反面、医療費は年々増加の一途を辿っており、国保運営は逼迫している。

平成 22 年 12 月に策定された「千葉県国民健康保険財政安定化等支援方針」での保険者規模別目標収納率は、保険者共通の目標として取り組むものであるが、長引く景気低迷による所得減少等で国保税(料)の収納率向上は非常に厳しい状況にある。

国保税(料)所得割税率の軽減を図り、被保険者の重税感を抑えるため、国・県のさらなる財政支援に加え、医療費抑制のためのジェネリック医薬品の使用促進について、県協議会等において一層の環境整備に取り組むこと。

(勝浦市)

市原医療圏における医療体制等の充実について

(1) 医療スタッフの確保について

医療制度改革等に端を発した医師不足の深刻化により、市原医療圏では救急医療体制の維持が極めて困難な状況にあり、特に二次救急医療体制において医療スタッフの疲弊が深刻なものとなっている。

については、医師をはじめとした医療スタッフの確保について、早急な対策を図ること。

(2) 三次救急医療機関の整備について

県内において、三次救急医療機関が未整備であり、具体的な整備方針が決定されていないのは市原医療圏のみであることから、平成 23 年度に改定

された「千葉県保健医療計画」では、市原医療圏において、「救命救急センターの設置に向けた検討を行う」との位置付けがなされた。

本市は日本有数の石油化学コンビナートを有し、従業員や周辺住民は常に危険と隣り合わせであるにもかかわらず、重症・重篤患者を扱う三次救急医療機関は未整備となっていることから、早期整備に向けた具体的な検討を行うこと。

(3) 医師の確保及び診療体制の充実について

千葉県循環器病センターの診療体制について、従前は常勤の内科医師6名体制であったが、現状は1名の配置となっていることに加え、整形外科及び眼科については常勤医師がいない状態が続いている。当該センターは県全体の高度医療を担うとともに周辺自治体を含めた地域医療の重要な施設であり、その診療体制の弱体化は地域の開業医にも多大な負担となることから、医師の一層の確保及び診療体制の充実について、早急な対応を図ること。

(市原市)

無料低額宿泊施設入所者に係る生活保護の経費負担及び住宅扶助費認定基準の策定について

本市には現在、特定非営利活動法人が経営する、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する「生計困窮者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設（通称「無料低額宿泊施設」）」が1ヶ所設置されている。

当該施設は、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成15年7月31日付け厚生労働省・国土交通省告示第1号）で、居所が緊急に必要なホームレスに対しての居宅生活へ移行するための支援等を行う場所の一つとして位置付けられており、居住地がない者で常にほぼ満床の状況である。

生活保護法では、生活扶助をはじめとする保護の実施に要する費用（保護費）について、国が4分の3を負担し、残りの4分の1を市が負担することとされているが、「居住地がないか、又は明らかでない被保護者」分については、市が負担する4分の1を全て都道府県が負担することとなっている。

しかし、千葉県においては、居住地がない被保護者が無料低額宿泊施設に入所した場合、3ヶ月を限度として保護費の4分の1を負担し、以後の期間は、市の負担となっている。

当該3ヶ月の根拠について、千葉県の「社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所事業を行う施設の設備及び運営に係るガイドライン」の中で、「施設は一時的な使用が想定されているものであって、事業者は、利用者に対して、利用開始後3ヶ月以内に自立させるよう指導すること。」と運営基準を規定している関係から、設定されているものと考えられる。

このため、3ヶ月以内に自立する場合、市の財政的な負担は生じないが、

現実的には、3ヶ月以内に自立する被保護者数はほんの僅かであり、その多くは長期の宿泊となることから、市の財政的負担は増加している状況にある。

この状況は本市に限らず、県内にある同種の施設の傾向と聞いており、今後真に必要とされる無料低額宿泊施設の設置に影響が出ないためにも、現在の県費負担「3ヶ月以内」を「期間制限なし」として実施し、設置されている市の財政負担が増すことのないよう、生活保護法第73条の規定の趣旨に即して取り扱うこと。

(四街道市)

国民健康保険財政の充実強化について

国民健康保険(国保)は地域住民を対象とする医療保険制度であるが、被用者保険における事業主負担の保険料がないこと、被保険者に低所得者層を多く含んでいること、経営主体が市町村であることから保険者間の財政調整を必要とすること等の理由により、公費負担の割合が被用者保険に比べて高い状況にある。

また、国保加入者の高齢化が進むにつれ、被保険者の負担能力が低下するなど非常に厳しい状況にあり、これを補うために一般会計から国民健康保険特別会計への繰り入れを強いられ、一般会計の財政を圧迫する大きな要因にもなっている。

国保の財政制度については、保険財政安定化事業、高額療養費共同事業等様々な財政措置が講じられており、国保運営にとって大きな財源となっているが、国保財政の主要な財源である定率負担の療養給付費等負担金の負担率引き上げを図ることで、低所得者層の負担の軽減等保険制度全体を安定的なものとする事ができる。

については、国保制度を将来にわたって持続可能な制度として維持していくため、公費負担の拡大及び国庫負担割合の引き上げ等国保財政基盤の拡充・強化を図るよう国に働きかけること。

(袖ヶ浦市)

千葉県地域医療再生プログラムの着実な執行について

匝瑳市民病院は、医師の減少による診療科の縮小、休止等により患者数が減少し、大変厳しい経営を強いられている。

地域住民が望む医療を提供するためには、救急医療等の医療体制の整備が不可欠であり、それには医師の確保が必須となる。

平成21年度から平成25年度までを計画期間として策定された「千葉県地域医療再生プログラム」に基づき、香取海匠医療圏の旭中央病院には、地域医療の研究や医師の研修・派遣及び病院経営の安定を図るため、平成23年度から地域医療支援センターが設置され、地域連携病院に医師の派遣が始まったところである。

当該プログラムでは、平成 25 年度までの香取海匠医療圏内病院への派遣医師数の目標を、地域医療支援センターからの派遣医師を含め 26 人としていることから、当該目標の早期実現に向けて、着実な執行を図ること。

(匝瑳市)

地域医療の充実について

県北東部の中核医療機関である千葉県立佐原病院は、本市を中心とする県北東部地域における中核医療機関として、地域住民の命と健康に関わる安心の拠り所となっている。

また、当該病院は、救急基幹センターと位置付けられ、入院や手術が必要な患者に対する二次医療サービスや脳卒中、頭部外傷等の重症患者に対する三次医療サービスを提供していた。

しかし、平成 16 年度からの医師の新臨床研修制度導入等の影響により、医師が減少し診療機能の低下を余儀なくされており、これまでの救急医療サービスの提供が出来なくなっている。

については、当該病院の医師を確保し、小児に係る入院・夜間救急外来や産科の分娩業務等、住民に対して安心な地域医療を提供できるよう措置を講じること。

(香取市)

地域医療の充実について

地方独立行政法人さんむ医療センターは、二次救急病院の中核を担うとともに山武郡市内に唯一小児科、泌尿器科及び脳神経外科を有する総合病院として、非常に重要な役割を担っている。

しかし、慢性的な医師、看護師不足により夜間救急の対応等に支障が生じており、地域住民に大きな不安を与えていることから、医師、看護師対策と財政支援を図ること。

また、「千葉県地域医療再生計画」は平成 25 年度末までの事業計画とされていることから、その後の継続的な地域医療に対する支援を図ること。

(山武市)

環境生活行政の充実強化について

環境生活行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

放射性物質による汚染対策の充実・拡充等について

東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射性物質が大量に放出される事態となっていることから、放射性物質の放出による住民の被ばくや農畜水産物の汚染等広域的かつ深刻な被害に見舞われるとともに、風評被害があいまって、農畜水産業、観光業及び商工業等にも多大な損害を及ぼしている。

特に、放射性物質による健康への被害や自然環境への影響等について、市民の不安は高まっていることから、下記事項について、措置を講じること。

- (1) 一般環境に排出された放射性物質に係る関係法令の整備を国に要望すること。
- (2) 学校・幼稚園・保育所等における放射線量の安全基準値の早期策定を図ること。また、当該安全基準値を超えた場合の対応策を明示するとともに、迅速で適切に対応できる体制を構築すること。さらに、その対策等に要した費用の全額国費負担等について、国に要望すること。
- (3) 土壌、校庭、プール水等について、放射線量検査の要・不要の判断基準を明示すること。
- (4) 県民生活に係る各種放射線量規制値を一覧にして広報すること。
- (5) 放射線量等測定器の精度を確認できる機会を設定するとともに、放射線量等測定機器や施設管理に必要な機器を貸与・配布、または、購入に対する補助等の支援措置を講じること。
- (6) 放射線モニタリングポストのさらなる増設を行うとともに、広域的かつ継続的な放射線量等の測定を実施し、正確な情報を迅速に発信すること。また、特に子どもたちの安全安心を確保するため、保育園、幼稚園、学校及び公園等における土壌の放射線量の監視体制を強化すること。
- (7) 放射線等に関する情報について、迅速、正確及び詳細な提供を行うとともに、国に対しても同様の要望を行うこと。特に、放射線や放射性物質の測定値の結果に対する評価基準の早期公表を行うとともに、根拠のない風評により、農産物や事業者に被害が生じることのないよう周知徹底を図ること。
- (8) 放射線対策等の実施に当たっては、県内で統一的な対応が図られるよう、市町村との連携を密にするとともに、市町村職員に対する研修や市民を対象とした講演・学習会等を実施すること。また、専門家の派遣を行うこと。
- (9) 学校や公園等の公共施設の汚染土壌及び側溝等排水施設の汚泥について、

処分における放射線量の基準値を設定するとともに、基準値を超えた場合の処分方法を示すよう国に働きかけること。また、自治体が行った放射線対策等に係る費用すべてについて、関係機関で負担するよう要請すること。

- (10) 農畜産物及び農地の土壌について、継続的なモニタリング調査を実施するとともに、作物や産地の収穫時期に合わせた、きめ細かで公平均等な検査を行い、消費者に千葉県産農畜産物の安全性等をPRすること。

また、引き続き一層の風評被害対策を講じるとともに、風評被害により生じた損失の補償について、関係機関に要請すること。

- (11) 放射性物質を含む土壌や焼却灰の保管施設を早急に整備するよう国に働きかけること。特に、清掃工場から排出される焼却灰が、8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む場合の一時保管場所及び埋め立て処分等の最終処分場所の確保または斡旋等を早急に行うよう国に働きかけること。併せて、その対策等に要した費用すべてについて、関係機関に要請すること。

- (12) 「ホットスポット」と称される、周辺市より強い放射線量が観測されている地域については、特に大きな影響が懸念されることから、被災地に準じた措置として、必要な対策を講じるよう国に働きかけること。

(千葉県・茂原市・成田市・佐倉市・旭市・柏市・市原市・我孫子市・浦安市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・匝瑳市・山武市)

東日本大震災を踏まえた防災対策の強化等について

東日本大震災を踏まえ、住民の安全安心な生活環境を確保するため、次の事項について、措置を講じること。

- (1) 大規模な液状化現象が発生した東京湾臨海部の埋め立て区域等における地質の調査・分析を早急を実施し、住民等への情報提供を図ること。
- (2) 千葉県石油コンビナート等特別防災区域における爆発火災等想定時の周辺影響調査の見直し、津波シミュレーション及びこれに伴う浸水予測の実施等による千葉県津波避難計画策定指針の想定の見直しを行い、防災対策の強化を図ること。

(市原市)

手賀沼におけるヘドロの浚渫及びハス群落の適正な管理について

昭和51年から継続してきたヘドロ浚渫事業については、「手賀沼に係る第5期湖沼水質保全計画」から植生帯整備事業に変更となり、休止となった。

第4期の計画までは、ヘドロの浚渫、下水道の整備及び北千葉導水事業等の浄化対策により、手賀沼の水質は大きく改善されてきたが、第5期計画の実施結果では、計画目標であるCOD値8.5mg/Lを達成できなくなり、大堀

川河口付近のリン濃度も上昇している状況にある。

については、第4期計画までの水質改善には、北千葉導水事業による浄化用水の注水とともに、ヘドロ浚渫の継続が大きく寄与したものと考えられることから、現在策定中の「第6期計画」には、ヘドロ浚渫事業を位置付けること。

また、手賀沼右岸に広がるハス群落は、現在約19ヘクタールまで拡大しており、今後さらに拡大した場合、下流側のマコモ群落等に侵入し手賀沼の生態系に悪影響を及ぼすとともに、船の航路等への影響も懸念されることから、ハス群落の適正な管理（刈取り等）を行うこと。

（我孫子市）

住宅用太陽光発電設備導入促進のための市町村補助事業の継続について

東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、原子力政策の見直しがかねて呼ばれ、市民生活においても節電や省エネの取り組みが求められている。

一方、電力需要に応じるためには火力発電に頼らざるを得ないことから、温室効果ガスの排出量増大は避けられない状況にある。

については、温室効果ガスの排出量抑制に資する自然エネルギーの有効活用を積極的に支援するため、今年度創設された「住宅用太陽光発電設備導入促進のための市町村補助事業」の拡大が必要であることから、平成24年度以降も当該事業を継続し、併せて、補助単価及び予算枠の増額を図ること。

（君津市）

産業廃棄物の適正処理について

産業廃棄物対策については、千葉県及び千葉県警察本部等において総合的な対策が講じられ、不適正処理を行おうとする者の減少及び新たな大規模不法堆積は見られないことから、大きな成果が挙げられている。

しかし、不適正保管または放置されたままの不法堆積場が点在しており、これらを起因とする地下水等の汚染をはじめ、不法堆積物の火災及び隣地への飛散等による環境影響のみならず、市民の財産と健康を脅かすような甚大な影響が危惧されている。

この状況を踏まえ、今後も引き続き、監視・指導体制の強化を図り、不適正処理を行う者については、強力な指導力をもって早期解決に当たること。

また、不法堆積に係る措置命令違反により検挙されたものの、行為者の所在不明、あるいは資力がない等の理由により改善の見込みがない不法堆積に関しては、市民の生活環境保全上の支障となっていることから、その撤去について、産業廃棄物行政に携わる千葉県の責任の下、行政代執行を含めた強い対応を図ること。

（白井市）

商工労働行政の充実強化について

商工労働行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

中小企業等復旧・復興支援補助事業予算の確保等について

東日本大震災により被災した中小企業等のグループを対象とした中小企業等復旧・復興支援補助は、東北各県からの申請分が予算枠を上回っており、実質的に千葉県は事業対象外となっている。

しかし、本市の水産加工関係の工場グループは、東日本大震災による津波で大きな被害を受けており、当該工場グループの復旧は、市の地域経済や雇用情勢にとって死活問題ともいえるべき重要課題となっていることから、本県においても当該事業が実施できるよう、当該補助事業に係る予算の大幅な増額を国に対して働きかけること。

また、中小企業等を対象とした復旧・復興支援施策のさらなる充実を図ること。

(銚子市)

浅間山砂利採取跡地の利用促進について

浅間山砂利採取跡地は、昭和 55 年に公共事業用としての砂採取が終了した後、約 200ha の跡地利用について、県、市及び関係企業により検討を重ねてきたが、社会経済情勢の影響等から未だ未利用地となっている。

当該跡地の有効利用は、人口減少が顕著な南房総地域を活性化させる施策としての期待が大きく、本市における財政面及び雇用面等への波及効果が見込まれることから、一刻も早い土地利用が望まれる。

また、将来的に館山自動車道の 4 車線化事業が実施されれば、現在実施されている東京湾アクアライン料金割引社会実験との相乗効果により、さらなる利便性の向上が期待され、南房総地域活性化の核となる要素が高まっていることから、山砂利採取事業を許可した県が事務局となって設置した「浅間山跡地利用協議会」を早期に開催し、浅間山跡地の有効利用促進に向けた環境整備の一環として工業用水を整備するとともに、関係企業に対する協力の働きかけを行うこと。

(富津市)

農林水産行政の充実強化について

農林水産行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

野生猿・鹿・猪等の被害対策の強化について

有害鳥獣被害対策については、近隣自治体と情報交換等の連携を取りながら進めているところであるが、君津地域における農林作物等への被害の発生地域は年々拡大している状況である。

以前からの有害鳥獣の被害に加えて、アライグマ、ハクビシン等の小動物による被害も頻繁に発生し、その形態は日々変化しながら住居地域まで侵入し、住民の生活を脅かしている。

このことから、農林業者の中には、繰り返される被害のために営農意欲が低下し、耕作放棄をする者もあり、このことがさらに有害鳥獣による被害を拡大させるという悪循環を生んでいる。また、住居地域では人に対する危害も不安視されている。

については、これらの有害鳥獣は行政区に関係なく移動侵出しているため、これまでのような自治体ごとの管理対策では一定の成果はあるものの、対策に差が生じ、長期的な効果として、十分とはいえない状況であることから、県主体による広域的、集中的な管理事業の実施を図ること。

また、被害防止対策として電気防護柵設置事業を進めているところであるが、現在でも被害の範囲が拡大し、以前に増して要望数量が増加していることから、管理事業補助金の増額、防止事業補助金の拡大及び小動物に対する被害対策等を含めた新規事業の創設を図ること。

(富津市)

広域営農団地農道整備事業安房地区の早期完成について

本市から鴨川市に至る広域営農団地農道整備事業は、現在県が施工主体となり工事を進めている。安房 期地区の工事は、平成 21 年をもって完成した。

については、安房 期地区の完成に引き続き、安房 期地区についても予算枠の確保と早期完成による供用開始を図ること。

(南房総市)

原子力発電所事故に伴う肉用牛生産農家に対する支援等について

原子力発電所の事故に伴い、放射性物質に汚染された稲わらを給餌した牛の肉から、食品衛生法に基づく暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことから、牛枝肉の暴落、肥育素牛価格の急落等の影響を受けている。

については、肉用牛生産農家自体の存続が危ぶまれていることから、以下の事項について、措置を講じること。

- (1)消費者の信頼を取り戻すため、国内で生産される全ての牛肉に対して、放射性物質の全頭検査を行う体制を早急に構築すること。
- (2)牛肉を含め食品に含まれる放射性物質の影響について、科学的根拠に基づく正確な情報を消費者に提供し、新たな混乱や不安の拡大を防止すること。
- (3)生産された牛肉が、放射性物質の汚染により廃棄されるリスクを最小限に抑えるため、と畜前に血液や尿等から放射性物質の含有量を測定し、牛肉に含まれる放射性物質が暫定規制値内であるか判定できる技術を早急に開発すること。
- (4)放射性物質により汚染された牛肉が流通したことにより、牛肉の消費が大幅に落ち込むとともに、牛枝肉価格が暴落したことに対する経済的被害を補填する仕組みを早急に整備すること。

(香取市)

県土整備行政の充実強化について

県土整備行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

一般県道犬掛館山線の整備について

本市では、昨年4月に供用開始された館山港多目的観光棧橋を核とし、海を活用した地域振興を図るため、交流拠点「渚の駅」の整備等が進められている。

平成21年に国、千葉県及び本市が共同で策定した「館山湾港湾振興ビジョン」において、「千(船)客万来の交流拠点・館山湾」の基本理念のもと、船形漁港とその周辺地区が北の玄関口に位置付けられ、同地区を経由する新たな交通動線の創出によって、広域幹線道路と館山湾のアクセス性強化を図ることとされている。

一方、同地区の一部であるJR那古船形駅西側区域において、県道排水の影響もあり、頻繁に住宅地の溢水や生活道路の冠水が発生していることから、新設の道路敷を利用した幹線排水路の整備により、抜本的な解決を図る必要がある。

(仮称)船形バイパスは従来、国道127号福沢交差点から県道館山富浦線の交差点までの区間について、一般県道犬掛館山線のバイパスとしての整備を要望してきたところであるが、当該振興ビジョンや地域の状況等を踏まえ、構想路線のうち本市域内を都市計画事業として整備するため、都市計画の変更手続きに係る協議に着手していることから、当該バイパスの延伸区間となる南房総市域内の区間を千葉県において早期に事業化すること。

(館山市)

館山湾における港湾事業の促進について

本市は、安房地域の発展に大きな役割を果たしてきた館山湾の歴史に着目し、個性ある館山湾の魅力を活かした海辺のまちづくり事業を通して地域経済の活性化を目指してきた。

その一連の事業として整備が進められた北条海岸シンボルロードや、平成23年度末に供用開始予定である館山港の交流拠点「渚の駅」は、千葉県が整備した多目的観光棧橋とともに、地域経済の活性化に大きな期待が寄せられており、本市が目指す「海辺のまちづくり」の実現に向けた取り組みの第一歩を踏み出した状況にある。

については、北条海岸シンボルロード、渚の駅及び多目的観光棧橋が、より一層地域経済の発展に貢献できるよう、次の事項について、措置を講じること。

(1)「館山港港湾振興ビジョン」で示された規模どおりの多目的棧橋整備

の推進

(2) 「館山港海岸環境整備事業(ビーチ利用促進モデル事業)」第二期工事区間の早期着手

(館山市)

北千葉道路の早期事業化について

北千葉道路は、昭和44年に首都圏の広域幹線道路の一部として、首都と成田を結ぶ路線として都市計画決定されている。現在、鎌ヶ谷～印西間は供用が開始され、東部区間の印西～成田間は整備に着手されている。

しかし、本市を含む市川～鎌ヶ谷間の西部区間については未整備となっており、当該路線は本市の広域道路ネットワーク上の重要路線として、人的交流の促進や地域産業の活性化等の役割が大いに期待されていることから、当該路線の早期事業化を図ること。

(松戸市)

野田・関宿合併に係る県事業の早期実現について

野田市と関宿町は平成15年6月6日に合併し、新野田市として9年目を迎えたところであるが、新市としてふさわしい一体感のあるまちづくり、長期的な視点でこの地域が県際都市として発展を図れるまちづくりを進めていくことが重要な課題となっている。特に、新野田市は周囲を河川に囲まれていることから、他県、他市へのアクセス道路の整備とともに新市の交流・連携を強化する幹線道路の整備促進を図ることが必要である。

そのため、合併重点支援地域指定の際、野田市、関宿町から要望し、県から「最大限の支援」を表明されたことを受け、その後、新市建設計画に位置付けられた次の県事業について、重点実施による早期実現を図ること。

- (1) 都市計画道路尾崎中里線(県道川間停車場線)の整備
- (2) 愛宕駅周辺の主要地方道つくば野田線の整備
- (3) 県道川藤野田線(都市計画道路今上木野崎線)の整備
- (4) 野田橋の架け替えを含む浦和野田線(主要地方道越谷野田線)の4車線化並びに芽吹大橋の架け替えを含む主要地方道つくば野田線の4車線化
- (5) 主要地方道結城野田線の整備
- (6) 主要地方道我孫子関宿線の整備
- (7) 主要地方道境杉戸線バイパスの整備
- (8) 東西に連絡する道路の整備

(野田市)

長生グリーンラインの早期完成について

地域高規格道路の長生グリーンラインは、本市を含む長生地域にとって、

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）との一体的な整備により、県内各地域及び周辺都県との交流拡大を高め、地域の活性化を図る上で、大きな役割を果たすとともに、観光立県を目指す千葉県にとっても、外房地域への道路ネットワークの形成という意味で重要な道路である。

現在、長南町区間約 4.0 kmの用地買収が完了し、平成 24 年度の圏央道開通に合わせ、国道 409 号～圏央道（仮称）茂原長南 IC 間 700mの工事が実施されているが、茂原区間 3.2 kmについては、事業が大幅に遅れているため、平成 24 年度以降の大幅な予算の確保を図ること。

（茂原市）

二級河川赤目川の早期完成について

二級河川赤目川は、平成 7 年度から広域河川改修事業及び住宅市街地基盤整備事業により、総延長 7.7 kmの区間で河川改修を実施しており、現在までに下流側より約半分までの護岸が整備され、それに伴い、橋梁、堰等が整備されるとともに、平成 19 年度には赤目川上流部で B 調節池が完成した。

しかし、当該河川流域の市街化の進展に伴い、河川への流水負担が増大するとともに、近年多発する局地的豪雨による浸水被害が頻発しており、河川の治水安全度は低下する傾向にある。

本市は本納地区のまちづくり等都市基盤整備を進める上で、本河川の改修を最重要課題として捉えており、また、地域住民も一刻も早い浸水被害の解消を切望しているところである。

については、本事業促進のため、大幅な予算の増額を図ること。

（茂原市）

主要地方道佐倉印西線バイパスの整備について

主要地方道佐倉印西線バイパス（田町工区）は、佐倉市の南北を結ぶ都市計画道路馬渡・萩山線として位置付けられた重要な道路である。

しかし、当該バイパス（田町工区）については、既に事業用地の 66%が取得済となっているが、現在事業は休止状況にあるため、市内の混雑緩和や京成軌道との安全な交差等市内交通の様々な課題解消に向け、早急な整備再開を図ること。

（佐倉市）

海岸減災林等整備について

東日本大震災は、本市に未曾有の災害をもたらし、特に大津波により、人的にも物的にも甚大な被害が発生した。また、被災した海岸は、長期間にわたって浸食対策や高潮対策等の離岸堤工事、天端高 4.5mの護岸堤工事が実施されていたが、今回の高さ 7.6mの大津波により、尊い生命及び財産が失われる結果となった。

については、津波を完璧に防ぐことは難しいと考えられることから、今後の対策として、海岸部付近の景観や観光資源に配慮しつつ、市民の生命及び財産を守るといった観点から、人工盛土を利用した緑地帯や海岸減災林等の整備について、早期に取り組むこと。

なお、当該事業の盛土基礎部分について、災害廃棄物として回収したコンクリート片を再生資材として利用すること。

(旭市)

銚子連絡道路整備促進について

銚子連絡道路は、平成6年12月に首都圏と東総地域を結ぶ交通体系の骨格となる地域高規格道路の計画路線として指定された。

「山武市～横芝光町間」の約6kmが平成9年度から事業化され、平成18年3月25日に完成し、供用が開始された。

当該道路は、東関東自動車道、首都圏中央連絡自動車道、千葉東金道路等の高規格幹線道路と一体となって、千葉県山武・東総地域と首都圏や県都千葉市等を結び、広域的な交流・連携による地域構造の強化が図られることから、本地域の活性化・発展には欠かせない重要な幹線道路として、地域住民は早期の建設に大きな期待を寄せている。

については、当該道路の早期全線完成に向け、次の事項について、措置を講じること。

- (1) 横芝光町から匝瑳市までの約5kmの早期着工・完成
- (2) 匝瑳市から旭市間約12kmについて、整備区間に指定の上、事業化
- (3) 旭市から銚子市間について、調査・整備区間に指定の上、事業化

(旭市)

市内二級河川に対する水門の設置について

本市谷津3丁目13番地先の市道02-001号線付近は、標高が1.2mと低く市内において東京湾の潮位の影響を一番受ける箇所である。

潮位が高い時に低気圧が重なると、東京湾から谷津川と高瀬川の河川を介して、下水道管へ海水が逆流し、道路冠水、床上浸水等を引き起こすことから、下水道管渠内に逆流防止弁の設置を試みたが効果が得られず、大変苦慮しているところである。

については、東日本大震災において、津波の恐ろしさを目の当たりにし、津波による潮位の上昇は大きな問題であると改めて認識したところであり、市民の生命、財産を守るため、既に水門設置のための用地が確保されている菊田川を含め、当該二級河川三本に水門を設置すること。

(習志野市)

管内の道路等の整備について

(1) 新市建設計画の推進について

柏市は平成 17 年 3 月 28 日に沼南町と合併し、新柏市として新市建設計画に基づき、一体感の速やかな確立や均衡ある発展を図るための各種施策、事業展開を進めているところである。

については、新市建設計画に位置付けられた次の県事業について、着実な実施を要望する。特に、柏都市計画道路 3・3・2 号箕輪青葉台線については、地元からの強い要望がある上に、事業効果も非常に大きいことから、早期の実施を図ること。

柏都市計画道路 3・3・2 号箕輪青葉台線

(旧沼南都市計画道路 3・3・1 号、旧柏都市計画道路 3・3・2 号)

主要地方道市川柏線

一般県道柏印西線

一般県道白井流山線

(2) 都市軸道路の建設推進について

つくばエクスプレスが開業し、鉄道空白地域の鉄道交通の利便が向上した今後は、沿線地域の住宅・宅地の供給、首都圏の地域構造改編及び沿線地域の活性化の効果が期待されている。

この状況下、鉄道整備と併せて都市交通対策上計画されている都市軸道路(都市計画道路 3・2・40 号十余二船戸線)については、今後の鉄道効果を促進する観点からも市街地の連絡を担う重要な道路であるとともに、本市の北部地域を通過する広域の交通処理を行う主要幹線道路である。

については、茨城県守谷市と本市を結ぶ当該道路の整備は、柏北部地域の発展に不可欠であることから、千葉県と茨城県との協議調整の上、早期に整備着手すること。

(3) 手賀沼周辺の活性化に向けた橋梁の整備について

本市では我孫子市とともに、「手賀沼を生かしたまちづくり推進協議会」(現「柏市・我孫子市まちづくり懇話会」)を設置するなど、手賀沼やその周辺の環境を最大限に生かした広域的なまちづくりを積極的に進めている。

手賀沼については、県もこれまで様々な浄化対策等を講じているところであるが、水質・水環境等の改善及び生態系の保全に向けた一層の取り組みが必要となっている。

手賀沼周辺の一体的な利用促進策の一環として、手賀沼ふれあいウォーク、手賀沼マラソン及び手賀沼スタンプラリー等各種イベントを開催しており、手賀沼周辺はこれまで以上に多くの人が集う場所になると想定される。

については、これら水環境の整備と併せ、手賀沼一帯を周回できる施設の整備が望まれることから、今後のさらなる活性化を図る意味でも、大堀川

を横断する橋梁の整備をはじめとした施設の整備を図ること。

(柏市)

市内を通過する道路の整備について

本市の主要地方道である天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線は、周辺住民にとって主要な生活道路であるが、狭隘な区間が多い上に歩道が整備されていないため、歩行者にとって大変危険な道路となっている。

また、本市の都市間交流に重要な幹線道路である国道 297 号は、車で来訪する観光客の多くが利用しているが、松野地先の道路が特に狭隘であり、また、通学路となっている区間があるものの歩道が整備されていないため、子供たちは危険と隣り合わせの状況に置かれている。加えて、当該国道 297 号については、県の道路改良事業（幹線道路網整備）として松野バイパスの建設工事が計画・着工されているものの、工事途中となっていることから周辺道路の状況が複雑となり、危険なゾーンが遍在している。

については、次の事項について、措置を講じること。

- (1) 主要地方道天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線及び上布施勝浦線の狭隘区間の道路改良・整備
- (2) 主要地方道天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線の歩道整備
- (3) 国道 297 号の通学路となっている区間の歩道整備
- (4) 松野バイパス建設工事の早期完成に向けた事業の推進

(勝浦市)

主要地方道越谷流山線バイパスの早期事業着手について

つくばエクスプレス沿線地域の幹線道路となる都市軸道路のうち、本市三輪野山地先の主要地方道松戸野田線バイパスとの交差点以西江戸川架橋までの区間については、流山橋の慢性的な混雑解消効果も含めて早期の事業着手を期待しているところである。

地元意向を反映した高架化への都市計画変更手続きについても、今年度に行われる予定であることから、当該区間について、次のとおり、措置を講じること。

- (1) 今後の事業スケジュールを早期に作成し、地権者及び周辺住民への情報提供等積極的な対応を図ること。
- (2) 埼玉県との間で江戸川架橋実現のために必要な協議・調整を着実に進展させること。

(流山市)

幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について

本路線は幕張新都心から千葉ニュータウンを連絡する幹線道路として、千

葉県の広域道路整備基本計画の中の「広域道路網マスタープラン」（平成5年12月策定）に位置付けられており、現在南側の区間については、始点となる幕張地先から習志野都市計画道路3・4・12号線との交差点まで整備中であり、北側の区間については、国道16号から千葉ニュータウンまで暫定整備されている。

また、これら整備区間の中間に位置する未整備区間について、八千代都市計画道路3・4・1号線から県道船橋印西線までの区間（約3.4km）が都市計画決定され、当該計画決定区間の中間部（約1.8km）については、西八千代北部特定土地区画整理事業により整備中となっている。

については、当該整備中区間を除く都市計画決定区間について、事業の推進を図ること。

（八千代市）

印旛放水路（花見川）改修の早期実施について

八千代1号幹線は、流域内の雨水排除を目的に、昭和40年度から千葉市、船橋市、習志野市及び本市による四市の共同事業として整備された。

都市化の進展に伴い、過去に何度か整備方法の見直しが行われ、現在もお都市化が進展し続けている状況であることから、一部区間において防衛省所管の国有財産（土地）を使用して調整池を設置するなど、溢水被害防止に努めてきた。

しかし、当該調整池の国有財産（土地）の使用期間も限られていることや、近年は集中豪雨による冠水被害が頻発していることから、八千代1号幹線の放流先である印旛放水路（花見川）の早期改修を図ること。

（八千代市）

地域を支える道路の整備について

地域の住民生活と経済活動の基盤となる道路の整備に関して、次のとおり、措置を講じること。

- （1）主要地方道鴨川保田線について、長狭高校交差点における右折レーンの設置、主基交差点の改良及び老朽化した橋梁の架け替えを行うこと。
- （2）国道128号線について、市内待崎交差点付近における慢性的な渋滞解消のための改良及び実入バイパスの早期供用の実現を図ること。
- （3）主要地方道千葉鴨川線及び一般県道天津小湊田原線について、通学児童・生徒の安全対策として、歩道の拡幅及び歩道未整備区間における歩道の整備を図ること。
- （4）主要地方道市原天津小湊線について、交通事故防止対策として、竜ヶ尾橋付近の局部改良を行うこと。
- （5）国道410号及び国道465号における未改良箇所の整備を図ること。
- （6）（仮称）坂下バイパスの早期供用の実現を図ること。

- (7) 国道 128 号の交通渋滞の緩和対策及び震災発生時における緊急輸送路として、地域高規格道路「館山・鴨川道路」及び「鴨川・大原道路」について、早期に具体化、事業化を図ること。特に、「館山・鴨川道路」のうち、南房総市（旧和田町）から鴨川市間の調査区間への格上げ、及び「鴨川・大原道路」の候補路線から計画路線への格上げを図ること。
- (鴨川市)

水門操作に係る安全性の確保について

千葉県が市町村等に管理を委託する水門について、受託者である市町村等は業務委託契約に基づき、常時における維持管理のほか気象状況に応じて閉鎖作業を行うこととされている。

しかし、実際の災害発生時における水門の閉鎖に当たっては、既設の水門の多くが設置箇所における作業を要することから、現状ではその実施の確実性と作業の安全性が確保されているとは言い難い。

については、津波等の発生時における河川等の水門の閉鎖作業が確実かつ安全に実施されるよう、既設の水門について改良を施すとともに、その運用基準等の策定を図ること。

(鴨川市)

二級河川の整備について

台風や集中豪雨等による自然災害が頻発している状況を踏まえ、県管理河川の整備を図ること。

特に鴨川市内の二級河川加茂川について、上流域における抜本的な改修等と河口付近における堆積土砂の継続的な撤去を図ること。

(鴨川市)

国道 464 号粟野バイパス線の整備促進について

北千葉道路については、東側区間である印西市・成田市間での整備が進められているが、本市の新鎌ヶ谷地区以西については、事業化がなされていない。

また、当該道路（片側 2 車線）の交通を受ける国道 464 号（片側 1 車線）は、初富交差点で松戸方面への右折が出来ないこともあり、本市の中心部で東西の交通が分断されている状況にある。

新鎌ヶ谷駅周辺では、国、県道はもとより生活道路となる市道においても渋滞が慢性化しており、東側区間の当該道路が開通した場合、渋滞はさらに深刻になるものと予想される。

については、本市域内の東西方向の交通を円滑に捌く幹線道路として、現在事業が進められている県事業の国道 464 号粟野バイパス線の整備促進を図る

こと。

(鎌ヶ谷市)

新京成線連続立体交差事業の推進について

新京成線は京成津田沼駅とJR松戸駅を結ぶ延長26.5kmの鉄道であるが、沿線の宅地開発による利用者及び交通需要の増加に伴い、踏切遮断による慢性的な交通渋滞や市街地分断等が発生するなど健全な都市活動の障害となっている。

この状況を解消するため、千葉県では本市の鎌ヶ谷大仏駅、くぬぎ山駅間の3,257mを高架化する新京成線連続立体交差事業を平成29年度完了に向け、施行している。

当該事業により、国道464号2ヶ所及び主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線1ヶ所を含む12ヶ所の踏切が除却されることから、踏切による交通渋滞及び鉄道による地域分断が解消され、まちづくりの醸成に寄与できるものと期待されることから、当該事業の早期完了を図ること。

(鎌ヶ谷市)

一級河川大津川の整備について

本市に係る大津川上流区間については、大雨のたびに地域の主要道路である市道2号線及び市道3号線が河川横断部において冠水し、通行止めとなるとともに、大津川上流の準用河川大津川流域等では、家屋の浸水被害が発生し、治水対策の遅れが地域社会に多大な影響を及ぼしている。

本市においても、貯留施設の設置や浸透施設の普及促進等流域対策に努めてきたところであるが、抜本的な治水対策として、市内から流出する洪水の受け皿となる河川整備が不可欠であることに変わりはない。

一級河川大津川について、柏市の芦川橋付近まで整備が進められているが、本市と柏市の区域境までの約2.5kmと、一級河川の上流端である本市内の白旗橋までは、さらに約1kmの整備が必要となるので、整備完了までにはなお一層の時間がかかるものと予想される。

については、上流域の河川整備に当たって、下流一級河川の整備が必要不可欠であることから、大津川の早期整備を図ること。

(鎌ヶ谷市)

道路整備事業の促進について

都市間や主要地域を結ぶ県道は、通行車両台数が多い上に大型車両の通行も増加しているが、現状道路は幅員も狭いことから、周辺住民の安全確保をはじめ、生活環境の向上及び地域の特性を活用した産業活動の活性化等の面から早急な整備対応が求められている。

については、次の事項について、措置を講じること。

- (1) 県道大貫青堀線バイパスの残事業区間の整備促進
- (2) 市道君津駅前線に接続される県道君津大貫線バイパスの整備
- (3) 国道 465 号線から県道大貫青堀線を結ぶ路線の早期着手

(富津市)

東日本大震災に起因して被災した千葉県が所管する道路及び河川・海岸施設の早期復旧について

東日本大震災により、県内の道路や海岸の堤防及び護岸等は液状化現象に見舞われ、大きな被害を受けたところである。

千葉県管理施設である河川・海岸施設は、県民の生命、財産を守る最も重要な施設であり、道路は多くの交通を捌く主要な幹線道路となっている。

地震その他の天災地変による災害の防止と、県民が将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるため、道路や河川・護岸施設の一刻も早い復旧と液状化対策工事の実施を図ること。

(浦安市)

主要地方道の整備促進等について

- (1) 千葉・臼井・印西線

当該路線は、JR 四街道駅前で浜野・四街道・長沼線及び四街道・上志津線と重用しており、各路線の通行車両の多くが駅前商業地区を通過することから、駅や商業地区へ向かう車両と合わせ、交通量が集中し、駅周辺において朝晩の混雑が慢性化している。

また、当該路線の歩道について、1.5m未満の部分があるため、交通量の多い市街地では歩行者及び自転車利用者の安全に問題のある箇所が見受けられ、さらに、東関東自動車道の四街道 IC に接続していることから、IC 周辺での渋滞も日常的に発生しており、今後、路線の振替やバイパスルートの整備が必要であると判断される。

現在、本市域において、主要地方道千葉・臼井・印西線は、千代田団地内で都市計画道路 3・3・1 号山梨臼井線として 4 車線で整備済となっていることから、バイパスルートとしては、都市計画道路 3・3・1 号山梨臼井線のルートを活用し、千代田団地を起点として 4 車線で南下し、みそら団地手前の 2 車線の都市計画道路 3・4・6 号千葉四街道線との接続地点で南西方向の千葉方面に向かい、本市域を通過し、御成街道で千葉市の都市計画道路 3・4・38 号線に接続する路線が最適と考えられる。

当該バイパスルートの整備により、国道 51 号線と国道 296 号線が南北間で効率的に結ばれるとともに、本市域の東西間が良好に連絡され、各都市間相互の連携を強化する道路整備が図られることから、その早期整備を図ること。

(2) 浜野・四街道・長沼線

当該路線は、本市と千葉市の都市間交流にとって重要な県道であり、周辺住民にとっても主要な生活道路であることから、当該路線の渋滞緩和や交通安全の確保を図ることは喫緊の課題となっている。

現在整備中の国道 51 号線と国道 126 号線を結ぶ区間のうち、千葉市域については、千葉市が平成 25 年度の供用開始を目指しており、一方、千葉県管理の本市域については、道路改良工事が概ね計画どおり推進されている状況ではあるが、本市住民から早期完成を望む声が強いため、全区間の早期完成に向け、なお一層の事業推進を図ること。

また、国道 51 号線から北側は、国道 16 号線に連絡する道路として、通過交通量が多いにも関わらず、歩道の未整備区間や狭小な部分があり、歩行者の安全が確保されていない状況にある。

さらに、沿線には四街道総合公園があり、公園利用者のアクセス道路として徒歩や自転車利用者も多いことから、地域住民をはじめ公園利用者の安全性及び利便性の向上を図るため、県道に並行する都市計画道路 3・4・7 号南波佐間内黒田線の整備を県道整備に位置付け、県事業として実施すること。

(四街道市)

雨水流出抑制対策について

本市では現在、道路冠水や低地での溢水を解消するため、雨水幹線等の整備を進めているところである。

しかし、近年は、土地利用の進捗とともに土地の利用形態が変化していること等により、雨水の流出割合が増加していることや、気候変動により短時間における集中降雨(ゲリラ豪雨)が頻発すること等を要因として、既に整備が完了した箇所においても道路冠水や床下浸水等の被害が発生している状況である。

こうした被害の軽減に向けて、雨水の幹線流入に時差を作ることは、一つの効果的な方法と考えられることから、土地の形態を勘案した上で、雨水貯留槽等の流出抑制施設の設置推進を図ることが望まれる。

については、千葉県が管理する施設等(県立高等学校等)においても、貯留槽の設置等、可能な限りの雨水流出抑制対策の推進を図ること。

(四街道市)

空家対策に係る条例制定について

近年、人口の減少や高齢者単身世帯の増加等から空家となっている建築物が増加し、建築物の老朽化等により、近隣住民に不安を与える要因になるとともに、景観を悪化させている。

については、建築基準法に基づく立ち入りや報告、指導とは別に、周辺住民

が求めた場合、知事が所有者等に対して、老朽化した建築物の撤去や修繕を勧告・命令できる内容の条例制定を図ること。

(袖ヶ浦市)

アクアライン着岸地周辺の道路網整備について

東京湾アクアライン通行料金の引下げによって、本市をはじめ、千葉県を訪れる観光客が増加しているとともに、県内陸部から京浜方面へ向かうアクアライン利用者が増加しており、社会実験の効果が着実に現れている。

このような東京湾アクアラインの整備効果を着岸地周辺都市に波及させ、社会経済活動の活性化をより促進するとともに、着岸地で増加している交通量を分散し、利用者にとって安全安心な道路交通網を確保するため、次のとおり、関連する道路網の整備について、措置を講じること。

- (1) 着岸地周辺4都市の臨海部を結ぶ東京湾岸道路の早期事業化及び主要幹線道路(都)高須箕和田線、(都)西内河根場線、(都)中野畑沢線の早期整備を実施すること。
- (2) 県内陸部への幹線道路である国道409号線について、袖ヶ浦市横田地先の市街地内で、歩道がなく大型車同士の通行時に非常に危険である狭隘区間の抜本的改善を図るため、新規のバイパス路線の整備及びJR久留里線東横田駅付近の踏切横断部における危険性の高い変則的交差点の早急な改善を図ること。

(袖ヶ浦市)

既存道路の維持補修経費に対する財源措置について

道路基盤整備を確立するには、第一に既存道路の維持補修を最優先に行わなければならない。特に、主要幹線道路等で耐用年数の超えた路線については、一刻も早い維持補修が必要となる。

道路の維持補修については、道路の修繕を半永久的に繰り返すものであり、投資的事業といえども性質上は経常的な経費であることから、現行制度では、道路の維持補修に対する財源措置は講じられていないため、市の一般財源の負担増が避けられない。

については、一般財源の負担増が懸念される既存道路の維持補修経費に対し、新たな県補助金の創出や特別な資金の貸付を行う等所要の措置を講じるとともに、国に地方財政法第5条の改正を行うよう国に働きかけること。

(八街市・富里市)

東日本大震災による利根川堤防の復旧及び強化について

東日本大震災における利根川河川敷堤防等の巡回・点検の実施結果において、法面補強ブロック沈下・破損や液状化の影響による土砂噴出が多数報告されており、流域住民の安全確保のため、被害箇所の迅速な復旧作業及び堤

防の強化が図られるよう、河川管理者である国土交通省に対して、働きかけること。

(印西市)

国道 409 号の早期整備について

国道 409 号は、千葉県を縦断する重要な路線であるため、早期整備を要望する。

特に、富里 IC 周辺の慢性的な交通渋滞を解消するため、本市区間の 4 車線整備及び国道 51 号から成田市区間の早期整備を図ること。

(富里市)

道路整備事業の促進について

南房総地域は、東京湾アクアラインや東関東自動車道館山線等の高規格幹線道路の整備により広域幹線道路網との接続が飛躍的に向上し、観光の振興及び地域の活性化等大きな効果が期待されている。

しかし、高速道路から降りてきた車両を受け入れる一般道路の整備が不十分であるため、国道・県道において、大型観光バス等のすれ違いができない箇所が多く、また、市街地・集落区域内でも狭隘箇所も多く歩行者の安全が確保されていない状況にあり、経済面や生活面において支障をきたしている。

については、南房総地域の発展に大いに寄与する次の未整備区間の整備を早急に実施すること。

- (1) 国道 410 号の未整備区間の事業促進
- (2) 県道和田丸山館山線の未整備区間の事業促進
- (3) 県道犬掛館山線の未整備区間の事業促進
- (4) 半島振興法による代行事業の継続

(南房総市)

二級河川平久里川水系の治水対策について

近年、平久里川水系の流域では、豪雨による河川の氾濫により、床上浸水等の被害が多発している。

県は平成 12 年度に地元代表者、学識経験者、行政からなる「平久里川流域懇話会」を設立し、平成 17 年度に「二級河川平久里川水系河川整備計画」を策定した。

昨年度は一部改修工事が実施されたが、市民の安全な生活を守るため、当該河川整備の早期完成を図ること。

(南房総市)

北九十九里海岸の保全事業及び津波対策について

現在、海岸侵食対策事業を実施しているところであるが、野手地区(栢田

浜) 12号ヘッドランド以西の横芝光町間においても海岸侵食が保安林近くまで進行しており、保安林内に海水が流入し、民家にまで到達しかねない状況であることから、侵食による住民生活への危険が高まり続けている。

また、東日本大震災により発生した津波が北九十九里海岸一帯を襲い、本市海岸においても過去に例を見ない甚大な被害を受けた。

今後、千葉県東方沖・東海・東南海沖地震の発生が予想されており、海岸地域に居住している住民は、海岸侵食と津波の二重の不安の下での日々を送らなければならない状況となっている。

については、海岸地域住民の生命、財産を災害から守り、住民が安心した生活を送れるよう、北九十九里海岸における侵食対策及び津波対策の早期実施を図ること。

また、当該対策の実施に当たって、侵食対策及び津波対策を併合する新たな着想等による海岸保全事業の検討を行うこと。

(匝瑳市)

市町村合併に係る県事業の整備促進等について

(1) 市町村合併に係る県事業の整備促進

本市の新市建設計画では、千葉県は新市の魅力あるまちづくりを推進するとともに、新市の一体性を高めるための事業として、道路網や河川の整備、農業基盤の整備等の県事業を積極的に推進することとなっており、合併市町村への支援及び一体性の確立という観点から、次の事項について、積極的な整備、促進を図ること。

国道 356 号の整備促進

(主)成田小見川鹿島港線の整備促進

(主)佐原椿海線の整備促進

(2) 市町村実施事業への支援

本市が実施する補助幹線道路等の整備事業について、合併特例債の活用ができる期間内での整備推進が計画的に進められるよう、予算の確保を図ること。

(香取市)

減災道路の整備について

本市では、東日本大震災により、道路等インフラ施設が破損したほか、海岸地域での津波による建物の倒壊や農地への海水流入による塩害等、これまでにない甚大な被害が発生した。

海岸付近の住民はいつ起きるかわからない余震と、近い将来高い確率で発生が予測されている大規模地震に不安も高まっている。

今回の千葉県内の津波被害は、九十九里沿岸地域が最も大きかったが、九十九里有料道路が防波堤となり、沿岸地域の中でも九十九里町西部から一宮

町の間は比較的被害が軽微であった。

については、住民の生命と財産を守り、安全安心な生活環境の向上を図るため、大規模地震に備えた津波対策の一環として、本市から旭市までの九十九里沿岸に減災機能を兼ねた道路を整備すること。

(山武市)

二級河川塩田川下流部の洪水対策について

二級河川塩田川河口部において、低気圧の通過と満潮時間が重なったことにより、越波や内水部の市道が冠水する状況が発生することから、二級河川塩田川河口部の堆積土砂の撤去による流化能力向上と護岸嵩上げによる浸水被害の軽減を図ること。

(いすみ市)

深堀バイパス及び苅谷・新田野バイパスの早期完成について

国道 465 号は、緑と海に囲まれ、豊かな自然と温暖な気候を活かした観光施設を相互に結び、地域間交流の活性化や産業、経済流通及び文化の発展に大きく貢献する基幹道路であるとともに、近く供用が開始される首都圏中央連絡自動車道路へのアクセス道路として、極めて重要な役割を果たす路線である。

しかし、当該路線について、各所で整備は進んでいるが、未整備区間や平面交差踏切が多く存在することから渋滞が起きやすいため、当該路線のバイパスとして、深堀バイパス及び苅谷・新田野バイパスの整備促進を図ること。

(いすみ市)

国道 128 号小沢歩道橋付近排水対策と県道勝浦布施大原線第一房総街道踏切の改良について

国道 128 号小沢歩道橋付近では、周辺土地からの排水が合流し、国道に隣接する排水路に流下しているが、横断暗渠を中心に道路冠水が頻繁に発生し、通行不能となることから、抜本的な改良を図ること。

また、県道勝浦布施大原線と JR 外房線第一房総街道踏切の交差角は鋭角であるため、踏切付近での車両のすれ違いは困難であり、歩行者及び自転車通行者が危険な状況に置かれていることから、踏切交差角の改善と歩道設置による交通安全確保を図ること。

(いすみ市)

教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

特別支援教育対応教員の配置について

学校教育法等の一部が改正され、全ての学校において、在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対して適切な指導と支援を行うことが義務づけられるなど、特別支援教育の推進が求められている。これに伴い、軽度発達障害や肢体不自由等、様々な障害を持ち特別な支援を必要とする児童生徒が普通学級に在籍するケースが増加している。

現在の教員数では、通常の教育活動の適切な遂行に加えて、障害のある児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな教育を安全かつ適切に実現することは困難であり、授業の中断や安全が確保できないなどの支障が各学校で発生していることから、教育上特別な配慮を要する児童生徒が在籍する学校に対して、早急に加配教員を配置すること。

(市川市)

特別支援教育推進のための整備について

障害のある児童を持つ保護者は、地域の中で子どもを育てたいという願いを持っている。本市では特別支援教育の充実を強く推進しているが、現在本市には特別支援学校が設置されていない。学区である県立八千代特別支援学校及び県立船橋特別支援学校の所在地は、本市から交通の便があまり良くない位置にあるため、特別支援学校での就学が必要と思われる児童生徒が希望どおりに通学できるという環境にはなく、個人の障害の程度やニーズに応じた適切な就学の機会の確保が極めて困難な状況にある。

については、本市に県立八千代特別支援学校の分校（分教室）の開設を行うこと。

(習志野市)

地域の防災拠点となる学校施設の早期復旧及び液状化対策への支援について

国では、校舎、体育館及びプール等の学校施設を地域の防災拠点として整備していく方向とされている。東日本大震災で被災したこれら学校施設の早期復旧に向け、県は国に対して、補助や助成制度等を創設、拡充するとともに財政支援の早期実現や拡充等を図ること。

また、東日本大震災において、校庭の液状化被害も見られたことから、学校施設を地域の防災拠点とする上で、校庭は重要な役割を担うことが予想されるため、国に液状化を防ぐ対策への支援を要望すること。

(浦安市)

警察行政の充実強化について

警察行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

柏警察署の分割による警察署の新設について

本市における刑法犯認知件数は、過去最高を記録した平成 14 年を境に年々減少し、昨年も年間 6,000 件を下回り、9 年頃の水準まで回復している。

しかし、市民の身近で発生している窃盗犯は依然として全体の約 8 割を占めており、特に自動車盗、車上ねらい、ひったくり、空き巣等については、21 年より増加傾向にあることから、多くの市民が犯罪被害者となり得る情勢にある。

本市を管轄する警察署として現在、柏警察署が設置されているが、管轄人口は既に 40 万人を超えており、警察署 1 署当たりの業務負担は非常に大きく、刑法犯認知件数及び交通事故件数において県下 1 位という状況にある。

また、本市は、平成 20 年 4 月から中核市へ移行し、市民がより一層、安全安心を実感できるまちづくりの推進を重点事業に位置付けている。

この状況の中、県内では、中核市である船橋市や人口規模の大きな松戸市、市川市にそれぞれ 2 署体制で警察署が設置されており、柏市における警察体制の一層の強化が不可欠であることから、警察官の配置拡充及び柏警察署の分割による警察署の新設を図ること。

(柏市)

警察署の設置及び警察体制の強化について

本市は、袖ヶ浦駅海側地区や木更津市金田地区の開発等により、居住人口の増加や観光客をはじめとして、経済活動に伴う車の交通量増加が予想される。

市民が安全で安心して暮らせる街づくりを目指して、市事業の夜間パトロールや防犯指導員及び自主防犯組織による定期的なパトロール、小中学校の保護者等による登下校時のパトロール、交通安全協会等による街頭指導の協力により、犯罪や交通人身事故件数の減少に努めているところであるが、活動にも限界を感じるところである。

現在、6 万 1 千市民への警察体制としては、2 交番、3 駐在所が配置されており、今年度から木更津警察署への移動交番車の配車により、さらなる体制強化が図られているが、夜間は、2 交番により事件処理等を行っていることから、市民の安心安全を守るための体制強化が望まれる。

また、本市は当該警察署から遠隔地のため、事件事故の発生に際して警察官の到着に時間を要する等、警察署の無い不便さから、市民はもとより事件事故の当事者も安全安心について非常に不安を感じることから、充実した警

察体制を図る上で、警察署の設置は必要不可欠であるため、警察署設置に関する検討を行うこと。

(袖ヶ浦市)

幹部交番から警察署への昇格について

近年、刑法犯の発生は若干減少傾向にあるとはいえ、発生件数は依然として高い水準にある。また、青少年を狙った犯罪が発生する一方で、青少年による凶悪犯罪も発生し、社会的問題になっている。

さらに、都市化の進展による様々な社会情勢を背景に、駅周辺や公園、道路等市民の身近な場所での犯罪や組織的な凶悪犯罪が発生する中で、体感治安の悪化による市民の不安が増大している。

この状況の中、各自治体では様々な犯罪に対応するため、地域の安全は地域で守るという意識の下、市民と行政が一体となり、地域での防犯パトロールをはじめ、地域住民等の協力を得て、犯罪抑止への取り組みを積極的に進めているところであるが、市民が犯罪等の急場に直面した場合、頼る先は警察であり、安全で安心なまちづくりを実現するためには警察力のさらなる強化が必要となっている。

本市においては、平成 23 年 3 月に八街駅北口に駅前交番が開設されたが、依然として市内各所における犯罪の発生は収まっていない。

については、さらなる地域・行政・警察との連携協力を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、交番警察官が不在である時間(空き交番)の解消を及び幹部交番から警察署への昇格を図ること。

(八街市)